

## 中国 外国企業の撤退、解散、清算手続き・必要書類

### 1. 外商投資企業の経営期間の満了による解散清算手続き・必要書類

「会社法」等の関連規定によれば、外商投資企業の経営期間の満了により解散し、清算する場合の手続き、必要書類は以下のとおりである。

#### ①審査認可の必要性の有無

経営期間満了により解散し、清算する場合は、直ちに清算手続きに入り、解散について審査認可機関による認可を経る必要はない。

- ・「外商投資企業の解散、抹消登記管理の関連問題についての通知」第2条によれば、司法の裁定により解散する場合、法により営業許可証を取り上げられ、閉鎖を命じられ、または取り消されたことにより解散する場合も、直ちに清算手続きに入り、審査認可機関による認可を経る必要はない。

- ・「独資企業法実施細則」第71条、「外商投資企業の解散、抹消登記管理の関連問題についての通知」第1条によれば、外資独資企業は、経営期間の満了により終了する場合、清算手続き、原則および清算委員会の名簿を提出し、審査認可機関に報告して審査認可を受けた後、清算を行わなければならない。

つまり、外商独資企業が経営期間満了により終了する場合、解散については審査認可機関の認可は不要だが、清算については、審査認可を受けた後に清算を行わなければならないと規定している。ただし、一般論として北京、天津、上海等の商務委員会に確認したところ、実務的には、清算開始前における審査認可機関による清算に関する認可は不要とのことである。具体的案件については、各地方の商務委員会等に問い合わせる必要がある。

ただし、「外商投資企業設立および変更届出管理暫定弁法」（2017年7月30日改正）によれば、2016年10月より、外商独資企業が経営期間満了により終了する場合に、当該企業がネガティブリストに該当するときには上記の内容によって執行し、当該企業がネガティブリストに該当しないときには審査認可機関の認可は不要である（届出機関への届出手続きは必要）。

#### ②清算委員会の設立

会社は、経営期間の満了により解散する場合、解散事由が生じた日から15日以内に清算委員会を成立させ、清算を開始しなければならない。

#### ③清算委員会の責任者の名簿の会社登記機関への届出

清算委員会は、成立日から10日以内に清算委員会の構成員、清算委員会の責任者の名簿を会社登記機関に届け出なければならない。

#### ④債権者への催告および債権の届出

清算委員会は、成立日から10日以内に債権者に通知しなければならない、かつ60日以内に新聞上で公告を行わなければならない。債権者は、通知書を受領した日から30日

以内、通知書を受領していない場合は公告の日から 45 日以内に、清算委員会に債権を届け出なければならない。

#### ⑤清算案の制定、清算案の確認

清算委員会は、会社の財産を整理し、貸借対照表および財産目録を作成した後、清算案を定め、かつ株主会、株主総会に確認を求めなければならない。

- ・「中外合弁企業法実施条例」第 93 条によれば、中外合弁企業の清算案は、董事会に提出して可決された後、これを実施することができる。
- ・「外商投資企業の清算期間における財政財務管理の関連規定に関する通知」第 3 条によれば、清算委員会は清算案の制定を担当し、貸借対照表およびその他の会計諸表、財産目録および債権・債務明細を作成し、財産処理意見を提出し、董事会に採択を求め、さらに主管財政機関および企業主管部門に届け出た後で執行する（もっとも、2017 年現在の実務においては、主管財政機関および企業主管部門への届け出は求められていない）。

#### ⑥会社債務の完済、残余財産の分配

会社の財産をもって、清算費用、従業員の賃金、社会保険料および法定補償金を支払い、未納の税金をそれぞれ納付し、会社の債務を完済した後の残余財産は、有限責任会社については株主の出資比率により分配し、株式会社については株主の保有する株式比率により分配する。

#### ⑦清算報告の確認

外商投資企業の清算が終了した後、清算委員会は清算報告を作成し、株主会（中外合弁企業の場合は董事会）の確認を経て、審査認可機関に提出し、同時に審査認可機関に認可証書を返納しなければならない。

#### ⑧抹消登記

会社の清算委員会は会社の清算終了後 30 日以内にもとの会社登記機関に抹消登記を申請しなければならない。

#### ⑨抹消登記申請の必要書類

会社が抹消登記を申請する場合は、次の各号に掲げる文書を提出しなければならない。

- ・会社の清算委員会の責任者が署名した抹消登記申請書
- ・人民法院の破産裁定、解散の裁判文書、会社が「会社法」に基づいて行った決議または決定、行政機関の閉鎖を命じた文書もしくは会社が取り消された旨の文書
- ・株主会、株主総会、一人有限責任会社の株主、外商投資企業の董事会または人民法院もしくは会社認可機関が届け出、確認した清算報告書
- ・「企業法人営業許可証」
- ・その他

（出所：「会社法」「会社登記管理条例」「外商投資企業の解散、抹消登記管理の関連問題についての通知」「商務部弁公庁による法に基づく外商投資企業の解散および清算作業の遂行に関する指導意見」「外商投資企業の清算期間における財政財務管理の関連規定に

関する通知」「会社法」適用の若干問題に関する規定（二）、「中外合弁企業法実施条例」「独資企業法実施細則」)

## 2. 外商投資企業の期限前解散清算手続き・必要書類

「会社法」等の関連規定によれば、外商投資企業を期限前に解散清算する場合の手続き等は以下のとおりである。

### ①審査認可の必要性の有無

外商投資企業が経営期間の満了前に繰上解散を行う場合には、ネガティブリストに該当するときは審査認可機関による認可を経て解散し、ネガティブリストに該当しないときは届出機関への届出を経て解散し、または人民法院の裁定を経て解散しなければならない。

「独資企業法実施細則」第71条、「外商投資企業の解散、抹消登記管理の関連問題についての通知」第1条によれば、外資独資企業は、期限到来前に解散清算する場合、清算手続き、原則および清算委員会の名簿を提出し、審査認可機関に報告して審査認可を受けた後、清算を行わなければならない。

ただし、「外商投資企業設立および変更届出管理暫定弁法」(2017年7月30日改正)によれば、2016年10月より、外商独資企業が期限到来前に解散清算する場合、解散および清算については、ネガティブリストに該当するときは審査認可機関の認可が必要であるが、ネガティブリストに該当しないときは審査認可機関の認可は不要であり、届出機関への届出を経て解散清算できる。

### ②清算委員会の設立手続き等

清算委員会の設立から抹消登記申請の必要書類に関する事項については、上記「1.外商投資企業の経営期間の満了による解散清算手続き・必要書類」の②から⑨と同様である。

(出所:「会社法」「会社登記管理条例」「外商投資企業の解散、抹消登記管理の関連問題についての通知」「商務部弁公庁による法に基づく外商投資企業の解散および清算作業の遂行に関する指導意見」「外商投資企業の清算期間における財政財務管理の関連規定に関する通知」「会社法」適用の若干問題に関する規定(二)、「中外合弁企業法実施条例」「独資企業法実施細則」「外商投資企業設立および変更届出管理暫定弁法」(2017年7月30日改正)

## 3. 人民法院による強制清算

「会社法」適用の若干問題に関する規定(二)等の規定によれば、強制清算を行う場合の手続き等は以下のとおりである。

### ①清算申請の受理

外商投資企業は、解散事由が生じた日から15日以内に清算委員会を成立させ、自ら清

算を開始しなければならない。外商投資企業の解散につき、期限を徒過しても清算委員会を成立させ清算を行わない場合等において、債権者が人民法院に対して清算委員会を指定し清算を行うよう申請したときには、人民法院はこれを受理しなければならない。

#### ②清算委員会の組成

人民法院が会社の清算事件を受理した場合は、すみやかに関係人員を指定して清算委員会を組成しなければならない。

#### ③清算委員会の責任者の名簿等の会社登記機関への届出

会社が解散し、法に従い清算しなければならない場合、清算委員会は成立日から 10 日以内に清算委員会の構成員、清算委員会の責任者の名簿を会社登記機関に届け出なければならない。

#### ④債権者への催告および債権の届出

清算委員会は、成立の日から 10 日以内に債権者に通知しなければならない。かつ 60 日以内に新聞上で公告を行わなければならない。債権者は、通知書を受領した日から 30 日以内、通知書を受領していない場合は公告の日から 45 日以内に、清算委員会に債権を届け出なければならない。

#### ⑤清算案の制定、清算案の確認

清算委員会は、会社の財産を整理し、貸借対照表および財産目録を作成した後、清算案を定め、かつ人民法院に確認を求めなければならない。

#### ⑥会社債務の完済、残余財産の分配

会社の財産をもって、清算費用、従業員の賃金、社会保険料および法定補償金を支払い、未納の税金をそれぞれ納付し、会社の債務を完済した後の残余財産は、有限責任会社については株主の出資比率により分配し、株式会社については株主の保有する株式比率により分配する。

#### ⑦清算報告の確認

外商投資企業の清算が終了した後、清算委員会は清算報告を作成し、人民法院の確認を経なければならない。

#### ⑧抹消登記

会社の清算委員会は会社の清算終了後 30 日以内にもとの会社登記機関に抹消登記を申請しなければならない。

#### ⑨抹消登記申請の必要書類

会社が抹消登記を申請する場合は、次の各号に掲げる文書を提出しなければならない。

- ・会社の清算委員会の責任者が署名した抹消登記申請書
- ・人民法院の破産裁定、解散の裁判文書、会社が「会社法」に基づいて行った決議または決定、行政機関の閉鎖を命じた文書もしくは会社が取り消された旨の文書
- ・株主会、株主総会、一人有限責任会社の株主、外商投資企業の董事会または人民法院もしくは会社認可機関が届け出、確認した清算報告書
- ・「企業法人営業許可証」
- ・その他

(出所：「会社法」「会社登記管理条例」「外商投資企業の解散、抹消登記管理の関連問題についての通知」「商務部弁公庁による法に基づく外商投資企業の解散および清算作業の遂行に関する指導意見」「外商投資企業の清算期間における財政財務管理の関連規定に関する通知」「会社法」適用の若干問題に関する規定(二)、「中外合弁企業法実施条例」「独資企業法実施細則」)

#### 4. 破産清算

「企業破産法」等の規定によれば、破産清算を行う場合の手続き等は以下のとおりである。

##### ①破産清算の申請

債務者は、期限の到来した債務を弁済できず、かつ資産が全ての債務の弁済に不足し、または明らかに弁済能力が欠如している場合等は、人民法院に破産清算の申立をすることができる。

##### ②破産の宣告およびその旨の債務者への送達

人民法院は、「破産法」の規定に従い債務者の破産を宣告する場合、裁定を行った日より5日以内に、債務者および管財人に送達し、裁定を行った日より10日以内に知れたる債権者に通知し、かつ公告しなければならない。

##### ③破産財団換価案の作成

管財人は、すみやかに破産財団換価案を作成し、債権者集会に提出して検討に付さなければならない。

##### ④破産財団の換価・売却

管財人は、債権者集会が採択し、または人民法院が裁定した破産財団の換価案に従い、適時に破産財団を換価・売却しなければならない。

##### ⑤破産財団の配当案の採択および執行

管財人は、破産財団の配当案を作成し、債権者集会に提出して検討に付さなければならない。債権者集会において破産財団配当案が採択された後、管財人が当該案を人民法院に提出して認可の裁定を申請するものとする。破産財団配当案は、人民法院の裁定により認可を受けた後、管財人が執行する。

##### ⑥配当

破産財団が破産費用及び共益債務を優先的に弁済した後、以下の順位により弁済するものとする。

- ・破産者が未払いの従業員賃金および医療、身体障害者補助および救済費用、従業員の個人口座に振り込むべき未払いの基本養老保険および基本医療保険費用、並びに法律、行政法規において従業員に支給が義務付けられている補償金
- ・前項に定める以外の破産者が未払いの社会保険費用および破産者の未払い税
- ・一般破産債権

破産財団が同順位の弁済要求を満たすのに不足する場合は、按分して配当する。

#### ⑦終結

破産者に配当に供することのできる財産がない場合、管財人は、人民法院に破産手続き終結の裁定を請求しなければならない。人民法院は、管財人から破産手続き終結の請求を受領した日より15日以内に、破産手続き終結の是非を裁定しなければならない。終結を裁定した場合は、公告しなければならない。

#### ⑧抹消登記

会社の清算委員会は会社の清算終了後30日以内にもとの会社登記機関に抹消登記を申請しなければならない。

#### ⑨抹消登記申請の必要書類

会社が抹消登記を申請する場合は、次の各号に掲げる文書を提出しなければならない。

- ・会社の清算委員会の責任者が署名した抹消登記申請書
- ・人民法院の破産裁定、解散の裁判文書、会社が「会社法」に基づいて行った決議または決定、行政機関の閉鎖を命じた文書もしくは会社が取り消された旨の文書
- ・株主会、株主総会、一人有限責任会社の株主、外商投資企業の董事会または人民法院もしくは会社認可機関が届け出、確認した清算報告書
- ・「企業法人営業許可証」
- ・その他

(出所：「企業破産法」「会社登記管理条例」)

### 5. 持分譲渡による撤退

「外商投資企業投資家の持分変更についての若干の規定」等の関連規定によれば、外国投資家が、外商投資企業における持分をその他の関連企業またはその他の譲受人に譲渡することにより外国投資企業から撤退する場合の、所要手続き、必要書類は以下のとおりである。

#### ①企業董事会の決議

中外合弁企業の場合は、企業董事会の決議が必要だが、外資独資企業の場合は定款の規定により、企業董事会または株主会の決議が必要になる。

#### ②その他の株主の同意

株主が株主以外の者に持分を譲渡する場合は、その他の株主の過半数の同意を得なければならない。

#### ③審査認可機関の審査認可または届出機関への届出

株主の間で持分の譲渡が取り決められた場合および株主がその他の株主の同意を得てその関連企業またはその他の譲受人に持分を譲渡する等の場合には、企業は、審査認可機関に以下に掲げる文書を提出しなければならない。

- ・持分変更申請書
- ・企業の元の契約、定款およびその修正協議書
- ・企業の認可証書および営業許可証の写し

- ・企業董事会の持分変更に関する決議
- ・持分を変更した後の董事会構成員名簿
- ・譲渡する側と譲渡を受ける側が調印し、かつその他の株主による署名またはその他の書面方式による同意を得た持分譲渡協議書
- ・審査認可機関が要求するその他の文書

審査認可機関は、提出を要求した全ての文書を受領してから 30 日以内に認可するか否かを決定しなければならない。企業は、審査認可機構が株主の持分変更を行うことを認可した日から 30 日以内に、審査認可機関で外商投資企業の認可証書変更手続きを行わなければならない。

ネガティブリストに該当しない場合、企業はオンラインの外商投資統合管理システムから届出手続きを行わなければならない。関連情報を入力し、下記の書類をアップロードする。

- ・企業営業許可証
- ・外商投資企業の全体投資者（または外商投資股份有限公司の全体発起人）またはその授權代表が書名した「外商投資企業設立届出申告承諾書」
- ・全体投資者（または全体発起人）または外商投資企業指定代表・共同委托代理人の証明（授權委託書および被委託人の身分証明を含む）
- ・外商投資企業投資者が他人に関連書類の署名権を委託した証明（授權委託書および被委託人の身分証明を含む（他人に関連書類の署名権を委託しない場合は不要））
- ・投資者の主体資格証明または自然人身分証明
- ・法定代表者の自然人身分証明
- ・外商投資企業の最終実質支配人の株式枠組図（変更事項が外商投資企業の最終実質支配人の変更には及ばない場合は不要）

企業が届出範囲に属する場合、届出機関は 3 営業日以内に届出手続きを完成できる。

#### ④変更登記

企業は、持分譲渡発効日から 30 日以内に、「中華人民共和国企業法人登記管理条例」および「中華人民共和国会社登記管理条例」等の関連規定に従って、登記機関に変更登記を申請しなければならない。

（国有資産等の特別な場合は、別途手続き等が必要である。）

（出所：「外商投資企業投資家の持分変更についての若干の規定」「会社法」「外商投資企業設立および変更届出管理暫定弁法」（2017 年 7 月 30 日改正））

#### 6. 合併による撤退

「外商投資企業の合併および分割に関する規定」等の関連規定によれば、外商投資企業

が合併により解散され、株主が外商投資企業から撤退する場合の、所要手続き、必要書類は以下のとおりである。

①各会社の最高権力機構による会社合併に関する決議

②（ネガティブリストに該当する場合）解散する会社所在地の審査認可機関の意見（消滅会社を解散する場合、清算手続きを経る必要はない）

なお、ネガティブリストに該当しない場合、解散する会社の所在地の審査認可機関の意見は不要。

③（ネガティブリストに該当する場合）審査認可機関による合併に同意するか否かについての仮認可

会社の吸収合併の場合は、吸収する方の会社が申請人となり、会社の新設合併の場合は、合併の各当事者が協議によって申請人1名を定める。

申請人は、審査認可機関に下記の文書を提出しなければならない。

- ・各会社の法定代表者が署名した合併に関する申請書および会社合併協議書
- ・各会社の最高権力機構による会社合併に関する決議
- ・各会社の契約、定款
- ・各会社の認可証書および営業許可証の写し
- ・各会社の貸借対照表および財産の明細
- ・各会社の前年度の会計検査報告書
- ・各会社の債権者名簿
- ・合併後の会社の契約、定款
- ・合併後の会社の最高権力機構の構成員名簿
- ・審査認可機関が提出を求めるその他の文書

なお、ネガティブリストに該当しない場合、合併に同意するか否かについての審査認可機関による仮認可は不要。

④債権者に対する通知、公告

合併する会社は、審査認可機関が会社の合併に対する同意について仮認可を行った日より10日以内に、債権者に対して通知書を発送し、かつ30日以内に全国発行の省級以上の新聞において少なくとも3回公告を行わなければならない。会社は上記の通知書および公告において、現有の会社の債務に関する継承計画を説明しなければならない。

⑤債権者による債務承継計画の修正の請求等

会社の債権者は上記④の通知書を受領した日より30日以内において、通知書を受領していない債権者は第1回公告の日より90日以内において、会社にその債務継承計画を修正するよう請求し、または会社に債務の弁済もしくは相応の担保提供を請求する権利を有する。

⑥（ネガティブリストに該当する場合）審査認可機関による合併に対する認可決定

合併する会社が第1回公告を行った日より90日を経過しても会社の債権者が異議を申し立てない場合、合併する会社の申請人は、審査認可機関に下記の文書を提出する。

- ・会社が新聞上で会社合併または分割の公告を3回掲載した旨の証明。



- ・会社がその債権者に通知した旨の証明。
- ・会社のその関連債権および債務の処理状況に関する説明。
- ・審査認可機関が提出を求めるその他の文書

審査認可機関は上記文書を受領した日より 30 日以内に、会社の合併を認可するか否かを決定しなければならない。

なお、ネガティブリストに該当しない場合、申請人はオンラインの外商投資統合管理システムから届出手続きを行わなければならない。関連情報を入力し、下記の書類をアップロードする。

- ・企業名称事前審査確認通知書または企業営業許可証
- ・外商投資企業の全体投資者（または外商投資股份有限公司の全体発起人）またはその授權代表が書名した「外商投資企業設立届出申告承諾書」
- ・全体投資者（または全体発起人）または外商投資企業指定代表・共同委托代理人の証明（授權委託書および被委託人の身分証明を含む）
- ・外商投資企業投資者が他人に関連書類の署名権を委託した証明（授權委託書および被委託人の身分証明を含む（他人に関連書類の署名権を委託しない場合は不要））
- ・投資者の主体資格証明または自然人身分証明
- ・法定代表者の自然人身分証明
- ・外商投資企業の最終実質支配人の株式枠組図（変更事項が外商投資企業の最終実質支配人の変更に及ばない場合は不要）

企業が届出範囲に属する場合、届出機関は 3 営業日以内に届出手続きを完成できる。

#### ⑦（ネガティブリストに該当する場合）外商投資企業認可証書の返納等

会社合併の申請人は、審査認可機関が合併を認可した日より 30 日以内に、合併によって解散、存続もしくは新たに設立する会社について、相応の審査認可機関で関連する外商投資企業認可証書の返納、変更または受領の手続きを行わなければならない。

なお、ネガティブリストに該当しない場合、外商投資企業認可証書の返納は不要。

#### ⑧工商登記

「会社」が吸収合併の形式をとる場合、加入する側の「会社」は、ネガティブリストに該当する場合、審査認可機関に外商投資企業認可証書を返納した上、登記機関で「会社」の抹消登記を行わなければならない。吸収する側の「会社」は、審査認可機関で外商投資企業認可証書の変更手続きを行った上、登記機関で「会社」変更登記を行わなければならない。抹消登記を行ってから、変更登記を行う。

また、「会社」が新設合併の形式をとる場合、ネガティブリストに該当する場合、合併する各「会社」は、審査認可機関に外商投資企業認可証書を返納した上、登記機関で「会社」抹消登記手続きを行わなければならない。新たに設立される「会社」は、申請人を通じて審査認可機関から外商投資企業認可証書を受領した上、登記機関で会社設立登記を行わなければならない。抹消登記を行ってから、設立登記を行う。

なお、ネガティブリストに該当しない場合、上記のうち、審査認可機関への外商投資企業認可証書の返納、および審査認可機関での外商投資企業認可証書の変更手続きが不要

となる。

（出所：「外商投資企業の合併および分割に関する規定」「外商投資企業設立および変更届出管理暫定弁法」（2017年7月30日改正））